

兵庫県公報

令和7年1月14日 火曜日 第582号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○ 有害興行の指定（男女青少年課） | 1 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課） | 2 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止及び変更の届出（同） | 2 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同） | 3 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の変更の届出（同） | 3 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 臨時種畜検査の実施（畜産課） | 5 |
| ○ 保安林の指定予定（治山課） | 6 |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課） | 6 |
| ○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課） | 7 |
| ○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（建築指導課） | 8 |
| ○ 重要調整池に係る検査の結果（但馬県民局） | 8 |
| 公 告 | |
| ○ ひょうご県民ボランティア活動賞表彰（県民躍動課） | 8 |
| ○ 入札公告（農林水産部総務課） | 11 |
| ○ 景観形成重点区域の指定の案及び景観形成重点基準の案の縦覧（都市政策課） | 14 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター） | 15 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 | 15 |
| ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 | 15 |
| ○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 | 16 |
| ○ 兵庫県選挙管理委員会保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規程 | 18 |
| 教育委員会公告 | |
| ○ 落札者等の公示 | 19 |

告 示

兵庫県告示第6号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| | | |
|------|--|----------|
| 指定理由 | 著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。 | |
| 種別 | 名 称 | 制作・配給会社 |
| 映 画 | ANORA アノーラ (原題) ANORA | ビターズ・エンド |
| 映 画 | 籠の中の乙女 [4K レストア版] (原題) KYNODONTAS (DOGT00TH) | 彩プロ |



兵庫県告示第7号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

| 名 称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------------|------------------------|-----------|
| どいキッズクリニック | 洲本市上内膳448-1 | 令和6年12月1日 |
| コアラ薬局 内膳店 | 同 市上内膳448-5 | 同 |
| さら薬局 打出店 | 芦屋市南宮町12-25-101 | 同 年11月1日 |
| 羽衣訪問看護ステーション芦屋 | 同 市楠木町15-7 M3ビル2F | 同 年12月1日 |
| フタバ薬局 緑ヶ丘店 | 伊丹市緑ヶ丘1-257-1 | 同 年11月1日 |
| あかつきホームケアクリニック | 豊岡市泉町6-3 | 同 年12月1日 |
| 城崎かがやき薬局 | 同 市瀬戸77-6 | 同 年11月1日 |
| オスモ訪問看護ステーション加古川 | 加古川市別府町西脇111-8 | 同 |
| 高砂すこやかクリニック | 高砂市神爪5-8-6 | 同 |
| 訪問看護ステーション Leaf | 川西市清和台東2-3-58 清風ハイツ201 | 同 年11月29日 |
| 訪問看護ステーション コントレイル | 加西市北条町北条285-10 | 同 年12月1日 |
| タカフジ歯科 | 丹波市山南町和田268-9 | 同 年10月16日 |
| ソレイユファーマシイ薬局 | 朝来市和田山町加都1572 | 同 年11月1日 |
| メディカルケアステーション白雫 | 揖保郡太子町立岡274-14 | 同 年12月10日 |
| 村岡かがやき薬局 | 美方郡香美町村岡区村岡350-13 | 同 年11月1日 |



兵庫県告示第8号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、

次の指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 廃止の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 |
|-------------|-------------------|
| 竹内歯科医院 | 洲本市宇山3-5-12 |
| さいわい薬局 | 芦屋市南宮町12-25-101 |
| フタバ薬局緑ヶ丘店 | 伊丹市緑ヶ丘1-257-1 |
| 城崎かがやき薬局 | 豊岡市瀬戸77-6 |
| 増田内科医院 | 高砂市神爪5-8-6 |
| ゴダイ薬局篠山大熊店 | 丹波篠山市大熊110 |
| タカフジ歯科 | 丹波市山南町和田268-9 |
| ソレイユファーマシ薬局 | 朝来市和田山町加都1572 |
| 村岡かがやき薬局 | 美方郡香美町村岡区村岡350-13 |

2 名称等の変更の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 | 変更内容 |
|----------------|----------------|------|
| ロジケア訪問看護ステーション | 芦屋市大原町4-10 | 名称 |
| アイン薬局 神戸三田店 | 三田市あかしあ台1-49-1 | 同上 |



兵庫県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

| 施術者の氏名 | 施術者の住所又は施術所及び所在地 | 指定年月日 |
|--------|--|-----------|
| 藤田 亮平 | 芦屋市浜芦屋町8-20 | 令和6年12月1日 |
| 伊藤 隼 | 伊丹市千僧5-33 クインテス伊丹205号 | 同 年11月14日 |
| 山本 敦司 | 川西市けやき坂1-18-1-214 | 同 月22日 |
| 岡崎 敏修 | 訪問鍼灸院まんまる堂 三田市南が丘1-12-1 ファーシルマンション504 | 同 月1日 |



兵庫県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律

第30号) 第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から変更の届出があった。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

変更の届出があった指定施術機関

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 変更内容 |
|--------|-----------|-----------------|------|
| 十亀 智彦 | 虹色鍼灸マッサージ | 伊丹市桑津2-5-13-302 | 所在地 |



兵庫県告示第11号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

柏原土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|-----------------|
| 理事 | 岡林昌彦 | 丹波市柏原町上小倉249番地 |
| 同 | 村上久直 | 同 市柏原町柏原397番地 |
| 同 | 亀井敏数 | 同 市柏原町南多田570番地2 |
| 同 | 中尾寛司 | 同 市柏原町柏原5268番地 |
| 同 | 倉橋友邦 | 同 市柏原町大新屋608番地 |
| 監事 | 谷口和旦 | 同 市柏原町見長46番地 |
| 同 | 藤澤豊志 | 同 市柏原町鴨野145番地1 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|-----------------|
| 理事 | 岡林昌彦 | 丹波市柏原町上小倉249番地 |
| 同 | 村上久直 | 同 市柏原町柏原397番地 |
| 同 | 谷口善明 | 同 市柏原町南多田639番地1 |
| 同 | 井元和男 | 同 市柏原町柏原1809番地1 |
| 同 | 倉橋友邦 | 同 市柏原町大新屋608番地 |
| 監事 | 水本和廣 | 同 市柏原町南多田740番地 |
| 同 | 藤澤豊志 | 同 市柏原町鴨野145番地1 |



兵庫県告示第12号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

春日東部土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|---------------|
| 理事 | 細見幸雄 | 丹波市春日町松森491番地 |
| 同 | 西山克巳 | 同 市春日町松森572番地 |
| 同 | 細見健一 | 同 市春日町広瀬20番地3 |
| 同 | 山内一九悟 | 同 市春日町広瀬658番地 |
| 同 | 近藤守 | 同 市春日町栢野816番地 |
| 同 | 岩見泰男 | 同 市春日町栢野707番地 |

| | | | |
|----|------|---|-----------------|
| 同 | 細見勝 | 同 | 市春日町下三井庄1471番地 |
| 同 | 細見輝雄 | 同 | 市春日町上三井庄992番地2 |
| 同 | 田中伸介 | | 宝塚市安倉中5丁目13番4号 |
| 同 | 岡田龍雄 | | 丹波市柏原町柏原3161番地1 |
| 同 | 畑憲幸 | 同 | 市春日町下三井庄1161番地 |
| 同 | 矢持晃 | 同 | 市春日町鹿場1100番地 |
| 同 | 松岡秀美 | 同 | 市春日町下三井庄1085番地1 |
| 同 | 畑久行 | 同 | 市春日町鹿場341番地 |
| 同 | 近藤光広 | 同 | 市春日町柚津667番地 |
| 同 | 柳田宏明 | 同 | 市春日町柚津711番地 |
| 監事 | 細見芳郎 | 同 | 市春日町栢野661番地 |
| 同 | 矢持健弘 | 同 | 市春日町鹿場79番地1 |

就任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

氏名

細見幸雄

的場彰彦

細見吉信

荒木孝典

河南光夫

細見浩司

細見信広

前田隆

山内健生

岡田浩明

畑憲幸

松山陽三

田畑吉三

岡田隆仁

近藤秀彰

柳田泰也

山内良太

畑信広

住所

丹波市春日町松森491番地

同 市春日町平松316番地

同 市春日町広瀬764番地

同 市春日町広瀬129番地

同 市春日町栢野158番地

同 市春日町栢野603番地

同 市春日町上三井庄235番地

同 市春日町上三井庄416番地1

同 市春日町多田59番地グランシード

I-201号

同 市春日町下三井庄714番地5

同 市春日町下三井庄1161番地

同 市春日町鹿場374番地2

同 市春日町鹿場585番地1

同 市春日町下三井庄972番地1

同 市春日町柚津658番地

同 市春日町柚津721番地

同 市春日町下三井庄1121番地

同 市春日町松森391番地



兵庫県告示第13号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 検査の対象となる家畜

令和6年度定期種畜検査後において、新たに種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する家畜の雄

2 検査の期日及び場所

| 検査の期日 | 検査場所 |
|-------------|---|
| 令和7年2月6日（木） | 朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター |



兵庫県告示第14号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
淡路市郡家字塚ノ瀬934 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第15号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市瑞原4丁目1番地
所長 増田健之
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市瑞原4丁目1番地
 - (3) 特定施設に関する事項

| | | | | | |
|--|-------------------------|--------------------------|---------|---------------------------|------|
| 種 | 類 | 65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 | | 63号ホ 廃ガス洗浄施設 | |
| 能 | 力 | 処理能力150枚/日 | | 洗浄能力28.8m ³ /日 | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | | 許可後 | | 同 左 | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | | 着手後10日 | | 同 左 | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | | 完成後 | | 同 左 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 24時間連続 | | 同 左 | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | | なし | | 同 左 | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区 分 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | 水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数) | 2~7 | 2~7 | 2~7 | 2~7 |
| | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 2,000 | 2,000 | 0.02 | 0.4 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 1,700 | 1,700 | 0.01 | 0.02 |
| | 浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L) | 1,500 | 1,500 | 0.05 | 0.08 |
| | 窒 素 含 有 量 (単位 mg/L) | 122 | 122 | — | — |
| | リン 含 有 量 (単位 mg/L) | 3,624 | 3,624 | — | — |
| | ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L) | 342,000 | 342,000 | 26.1 | 30 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日) | | 0 | 0.001 | 28.8 | 57.6 |

備考 汚水等は外部委託処理又は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年1月14日から同年2月4日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び伊丹市総合政策部グリーン戦略室



兵庫県告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.2.150号山口南幹線
- 3 事業施行期間

令和7年1月14日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県西宮市山口町上山口字オノ神、字太郎治山、字奥二ノ尾、字サゲツ田、字ロ二ノ尾、字源太山、字五百ノ尾、字高山、字安場、字追分ケ、字西米山、字畑山、字新上坊、字西谷山、並びに山口町上山口1丁目、山口町阪神流通センター1丁目、山口町阪神流通センター2丁目、山口町下山口字西谷 地内

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第17号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 商号又は名称 株式会社アトアル
- 2 代表者氏名 国本 勝守
- 3 事務所所在地 姫路市綿町142番地
- 4 免許証番号 兵庫県知事（3）第451318号
- 5 免許年月日 令和3年6月30日



兵庫県告示第18号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年1月14日

兵庫県但馬県民局長 多田欣也

- 1 重要調整池の所在地
養父市八鹿町浅間字西山1004番外2筆及び1番外3筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------|------------|--------|
| 豊岡採石株式会社 | 養父市藪崎150番地 | 福井美樹男 |

公 告

ひょうご県民ボランティア活動賞表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第11号の規定により、令和6年12月18日に次の者を表彰した。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 氏名 有田 よね
- (2) 住所 丹波市
- (3) 功績内容 サロンの立ち上げや子ども食堂の調理ボランティアを行っている。
- 2 (1) 氏名 伊藤 一 頼
- (2) 住所 明石市
- (3) 功績内容 子ども食堂を活用した交通安全教室を開催している。
- 3 (1) 氏名 大岩 瑞 穂

- (2) 住 所 加古川市
- (3) 功績内容 外国人への日本語指導ボランティア講師を行っている。
- 4(1) 氏 名 柏 原 眞 理
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 難病療養者・家族の交流会において音楽療法を行っている。
- 5(1) 氏 名 勝 地 哲 平
- (2) 住 所 養父市
- (3) 功績内容 ご当地ソングによる地域の元気活動を行っている。
- 6(1) 氏 名 嘉 藤 曹 之
- (2) 住 所 加古川市
- (3) 功績内容 環境美化や福祉施設通所者と地域住民の交流支援を行っている。
- 7(1) 氏 名 金 丸 美代子
- (2) 住 所 洲本市
- (3) 功績内容 食育活動や生活習慣病予防のための活動を行っている。
- 8(1) 氏 名 金 木 友 子
- (2) 住 所 芦屋市
- (3) 功績内容 仲間とともに学習環境の整備や学習支援を行っている。
- 9(1) 氏 名 河 本 有 史
- (2) 住 所 高砂市
- (3) 功績内容 登校児童生徒の見守り活動を行っている。
- 10(1) 氏 名 久 村 謙 藏
- (2) 住 所 新温泉町
- (3) 功績内容 ご当地ソングによる地域の元気活動を行っている。
- 11(1) 氏 名 樹 下 喜美子
- (2) 住 所 洲本市
- (3) 功績内容 食生活改善推進活動や情操教育を行っている。
- 12(1) 氏 名 谷 川 朱 美
- (2) 住 所 神崎郡神河町
- (3) 功績内容 交通安全啓発活動と見守り活動を行っている。
- 13(1) 氏 名 徳 永 久美子
- (2) 住 所 神崎郡市川町
- (3) 功績内容 交通安全啓発活動と見守り活動を行っている。
- 14(1) 氏 名 豊 嶋 重 子
- (2) 住 所 丹波市
- (3) 功績内容 サロンの立ち上げや子ども食堂の調理ボランティアを行っている。
- 15(1) 氏 名 播 本 達
- (2) 住 所 加古川市
- (3) 功績内容 環境美化や福祉施設通所者と地域住民の交流支援を行っている。
- 16(1) 氏 名 廣 地 孝 子
- (2) 住 所 南あわじ市
- (3) 功績内容 多世代交流や食生活改善推進活動を行っている。
- 17(1) 氏 名 深 江 文 子
- (2) 住 所 加西市
- (3) 功績内容 配食サービスの調理ボランティアを行っている。
- 18(1) 氏 名 藤 本 由 美
- (2) 住 所 伊丹市
- (3) 功績内容 食生活改善推進活動を行っている。
- 19(1) 氏 名 森 崎 司
- (2) 住 所 養父市
- (3) 功績内容 配食ボランティアや介護予防活動を行っている。

- 20(1) 氏名 山崎 温子
(2) 住所 加古郡稲美町
(3) 功績内容 傾聴ボランティアや調理ボランティアを行っている。
- 21(1) 団体名 あお陶遊館アルテ陶芸指導ボランティア
(2) 住所 小野市
(3) 功績内容 陶芸の指導支援活動を行っている。
- 22(1) 団体名 味彩会
(2) 住所 小野市
(3) 功績内容 地域食材を活用した飲食店運営、高齢者弁当作成・配達事業等を行っている。
- 23(1) 団体名 淡路島・慶野松原根上がり隊
(2) 住所 洲本市
(3) 功績内容 慶野松原の清掃活動や地域の学生を対象とした環境体験学習やフィールドワークを行っている。
- 24(1) 団体名 石田ファミリー会
(2) 住所 高砂市
(3) 功績内容 芝居や歌、手品などのレクリエーションを通じた施設訪問活動を行っている。
- 25(1) 団体名 移送グループ
(2) 住所 赤穂郡上郡町
(3) 功績内容 人工透析患者の送迎を行っている。
- 26(1) 団体名 声のかけはし
(2) 住所 加東市
(3) 功績内容 視覚障害者のための市広報誌等の録音CDの作製を行っている。
- 27(1) 団体名 コスモスグループ
(2) 住所 宝塚市
(3) 功績内容 喫茶ボランティアやいきいき100歳体操を行っている。
- 28(1) 団体名 子育て広場 ひだまり
(2) 住所 佐用郡佐用町
(3) 功績内容 子育て広場の開設や子育て支援を行っている。
- 29(1) 団体名 さわらび座
(2) 住所 三田市
(3) 功績内容 地域のつどいや福祉施設への消費者被害などの演芸訪問活動を行っている。
- 30(1) 団体名 施設ボランティア すぎなグループ
(2) 住所 丹波市
(3) 功績内容 施設入所者の外出支援や行事等の見守り活動を行っている。
- 31(1) 団体名 手話サークルいいとも
(2) 住所 加古川市
(3) 功績内容 手話学習や行事を通じろうあ者との交流支援を行っている。
- 32(1) 団体名 すみれグループ
(2) 住所 たつの市
(3) 功績内容 地域住民のための編み物の作製を行っている。
- 33(1) 団体名 精神保健福祉交流サロン “サロン・ド・たきの”
(2) 住所 加東市
(3) 功績内容 精神保健福祉交流サロンの開催を行っている。
- 34(1) 団体名 宝塚アカデミー音楽団
(2) 住所 宝塚市
(3) 功績内容 幅広い世代を対象にした吹奏楽による演奏活動を行っている。
- 35(1) 団体名 つかしんこころの相談室
(2) 住所 尼崎市
(3) 功績内容 電話やメール、面談による傾聴、相談活動等を行っている。
- 36(1) 団体名 つくしグループ

- (2) 住 所 たつの市
- (3) 功績内容 障害者支援施設の利用者支援を行っている。
- 37(1) 団 体 名 手引きボランティアグループ
- (2) 住 所 加西市
- (3) 功績内容 福祉学習におけるアイマスク体験や視覚障害者の支援を行っている。
- 38(1) 団 体 名 とんぼ舞踊会
- (2) 住 所 たつの市
- (3) 功績内容 播州音頭及び新舞踊の披露や指導を通じた地域住民の交流促進を行っている。
- 39(1) 団 体 名 西脇手話サークルわかば
- (2) 住 所 西脇市
- (3) 功績内容 聴覚障害者の社会参加支援や啓発活動を行っている。
- 40(1) 団 体 名 のぎく
- (2) 住 所 加古郡播磨町
- (3) 功績内容 視覚障害者等の広報等を読みづらい方に向けた朗読ボランティアを行っている。
- 41(1) 団 体 名 はすの実会
- (2) 住 所 赤穂郡上郡町
- (3) 功績内容 古切手、ベルマーク、書き損じはがき等の仕分け、整理、点数計算等を行っている。
- 42(1) 団 体 名 ハートの会
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 高齢者、障害者、幼稚園児等の世代間交流やふれあいの場づくりを行っている。
- 43(1) 団 体 名 ひまわり
- (2) 住 所 佐用郡佐用町
- (3) 功績内容 給食サービスの調理ボランティアを行っている。
- 44(1) 団 体 名 病院ボランティア「めいちゃん」
- (2) 住 所 宍粟市
- (3) 功績内容 病院内での車いす介助、案内、見守り活動等を行っている。
- 45(1) 団 体 名 ホット・カレン
- (2) 住 所 宍粟市
- (3) 功績内容 お弁当の調理や配食活動を通じた高齢者の見守りを行っている。
- 46(1) 団 体 名 ほほえみ玉手箱
- (2) 住 所 美方郡香美町
- (3) 功績内容 子どもや高齢者を対象とした絵本等の読み聞かせを行っている。
- 47(1) 団 体 名 南とんとん
- (2) 住 所 伊丹市
- (3) 功績内容 乳幼児と保護者の交流の場でのおもちゃライブラリー事業を行っている。
- 48(1) 団 体 名 萌黄
- (2) 住 所 尼崎市
- (3) 功績内容 高齢者と親睦を図るための交流会の開催を行っている。
- 49(1) 団 体 名 やぶ日本語教室
- (2) 住 所 養父市
- (3) 功績内容 外国人県民を対象とした日本語学習支援を行っている。
- 50(1) 団 体 名 ゆめさき6点の会
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 点訳本製作や小学校の点字教室を行っている。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。
 令和7年1月14日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県農林水産技術総合センターほか11施設で使用する電気
予定数量3,709,123キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線4936

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県環境部環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和7年1月14日（火）から同月29日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県農林水産部総務課 担当 山國
電話（078）341-7711 内線3971

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和7年1月15日（水）から同月29日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年2月25日(火) 午前10時から

場所 兵庫県農林水産部総務課内(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和7年2月21日(金)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年2月20日(木)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和7年1月29日(水)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,709,123 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

As shown in the tender documentation

(4) Location:

As shown in the tender documentation

(5) Deadline for tender:

17:00 February 21, 2024 by direct delivery

17:00 February 21, 2024 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Yamakuni, General Affairs Division, Agricultural Affairs Department

Hyogo Prefectural Government

TEL (078)341-7711 Ext. 3971



景観形成重点区域の指定の案及び景観形成重点基準の案の縦覧

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第20条の4第4項及び第20条の5第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成重点区域の指定の案及び景観形成重点基準の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成重点区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 景観形成重点区域の名称

宍粟市山崎町山崎地区

2 景観形成重点区域に指定する土地の区域

宍粟市山崎町山崎地区の一部

3 景観形成重点区域の指定の案及び景観形成重点基準の案の縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市政策課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課及び宍粟市建

設部住宅土地政策課

4 縦覧期間

令和7年1月14日から同月28日まで



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(第二工区)

たつの市龍野町片山字下河原420番の一部、421番1の一部、421番2の一部、410番1地先里道、410番1地先水路

同 市龍野町片山字柴添431番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

静岡市清水区渋川100番地

株式会社クミカ物流 代表取締役社長 中島正成

3 許可年月日及び許可番号

令和6年1月30日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-16-2号(4たつの)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年1月14日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田秀一

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,029

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 662,678



兵庫県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和7年1月14日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田秀一

| (選 挙 区 名) | 〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕 |
|--------------|------------------------------|
| 神戸市東灘区 | 57,275 |
| 神戸市灘区 | 36,021 |
| 神戸市中央区 | 37,155 |
| 神戸市兵庫区 | 30,179 |
| 神戸市北区 | 58,780 |
| 神戸市長田区 | 25,610 |
| 神戸市須磨区 | 43,556 |
| 神戸市垂水区 | 58,714 |
| 神戸市西区 | 65,097 |
| 姫 路 市 | 138,663 |
| 尼 崎 市 | 127,878 |
| 明 石 市 | 84,138 |
| 西 宮 市 | 132,912 |
| 洲 本 市 | 11,826 |
| 芦 屋 市 | 26,397 |
| 伊 丹 市 | 55,164 |
| 相 生 市 | 7,663 |
| 豊岡市及び美方郡 | 29,501 |
| 加 古 川 市 | 72,152 |
| たつの市及び揖保郡 | 29,573 |
| 赤徳市、赤徳郡及び佐用郡 | 21,029 |
| 西脇市及び多可郡 | 16,047 |
| 宝 塚 市 | 63,682 |
| 三 木 市 | 20,585 |
| 高 砂 市 | 24,241 |
| 川西市及び川辺郡 | 51,463 |
| 小 野 市 | 12,840 |
| 三 田 市 | 29,856 |
| 加 西 市 | 11,641 |
| 丹波篠山市 | 10,984 |
| 養父市及び朝来市 | 13,969 |
| 丹 波 市 | 16,872 |
| 南 あ わ じ 市 | 12,462 |
| 淡 路 市 | 11,801 |
| 宍 粟 市 | 9,751 |
| 加 東 市 | 10,605 |
| 加 古 郡 | 17,907 |
| 神 崎 郡 | 11,167 |



兵庫県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票ので

きる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年1月14日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

2 老人ホームの表姫路市の項中

「

| | |
|-----------------------|----------------|
| 地域密着型特別養護老人ホーム 第二志深の苑 | 同 市御国野町深志野1430 |
|-----------------------|----------------|

」

を

「

| | |
|-----------------------|----------------|
| 地域密着型特別養護老人ホーム 第二志深の苑 | 同 市御国野町深志野1430 |
| 特別養護老人ホーム志深の苑 | 同 市御国野町深志野1430 |
| ユニット型特別養護老人ホーム志深の苑 | 同 市御国野町深志野1430 |
| あつぷる介護付有料老人ホーム | 同 市宮西町3丁目34 |

」

に、加古川市の項中

「

| | |
|-------------------|------------------|
| 特別養護老人ホーム みどり園 | 同 市平岡町土山字川池423-9 |
| 軽費老人ホーム ケアハウスあじさい | 同 市平岡町土山字川池423-6 |

」

を

「

| | |
|----------------|------------------|
| 特別養護老人ホーム みどり園 | 同 市平岡町土山字川池423-9 |
|----------------|------------------|

」

に、宝塚市の項中

「

| | |
|------------------|---------------|
| グッドタイムリビング 宝塚逆瀬川 | 同 市伊子志1丁目4-52 |
|------------------|---------------|

」

を

「

| | |
|---------------------|---------------|
| グッドタイムリビング 宝塚逆瀬川 | 同 市伊子志1丁目4-52 |
| 住宅有料老人ホームナッセケアベイス宝塚 | 同 市伊子志1-8-45 |

」

に、改める。

3 身体障害者支援施設及び保健施設の表姫路市の項中

「

| | |
|-----------------|-----------|
| 重度身体障害者授産施設 愛光園 | 同 市打越1100 |
|-----------------|-----------|

」

を

「

| | |
|-------------|-----------|
| 障害者支援施設 愛光園 | 同 市打越1100 |
|-------------|-----------|

」

に、
「

| | |
|--------------------------|---------------|
| 重度身体障害者更生援護施設 夢前リハビリセンター | 同 市夢前町苧野796—1 |
|--------------------------|---------------|

を
「

| | |
|--------------------|---------------|
| 障害者支援施設 夢前リハビリセンター | 同 市夢前町苧野796—1 |
|--------------------|---------------|

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第4号

兵庫県選挙管理委員会保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。

令和7年1月14日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

兵庫県選挙管理委員会保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づく保有個人情報の適切な管理のために講ずる措置について必要な事項を定めるものとする。

(総括保護管理者)

第2条 委員会に総括保護管理者1人を置き、書記長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保有個人情報（委員会の職員が職務上作成し、又は取得したものに限る。以下同じ。）の管理に関する必要な措置の実施
- (2) 保有個人情報の管理に関する研修の実施
- (3) 保有個人情報の管理に係る重要な連絡、調整等を行うための会議の開催
- (4) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括

(保護管理者)

第3条 所掌事務に関する保有個人情報の管理の実施責任者として、保護管理者1人を置き、書記次長をもって充てる。

2 保護管理者は、その担任する事務に関する保有個人情報の管理について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保有個人情報の管理に係る体制の整備
- (2) 保有個人情報の管理に関する委員会の職員の指導
- (3) 保有個人情報の適正な管理
- (4) 保有個人情報の管理状況の点検
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事務

(保護主任)

第4条 保護主任1人以上を置き、保護管理者が指定する書記をもって充てる。

2 保護主任は、その担任する事務に関する保有個人情報の管理について、保護管理者の事務を補佐する。

(監査責任者)

第5条 委員会に監査責任者1人を置き、保護管理者が指定する書記をもって充てる。

2 監査責任者は、委員会における保有個人情報の管理状況の監査を行うものとする。

(職員の責務)

第6条 職員は、個人情報保護法のほか、関連する法令並びに条例、規則、訓令及び規程並びに総括保護管理

者、保護管理者及び保護主任の指示に従い、保有個人情報を適正に管理しなければならない。

(保有個人情報の管理)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の保有個人情報の管理については、保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和5年5月31日付け法第1436号兵庫県総務部長通知）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会公告

落札者等の公示

一般競争入札の落札等について、次のとおり公示する。

令和7年1月14日

契約担当者

兵庫県立三木北高等学校長 吉田真治

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県立三木北高等学校普通科教育用コンピューター一式賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立三木北高等学校 兵庫県三木市志染町青山6丁目25番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年12月26日
- 4 落札者の名称及び住所
日本電通株式会社神戸支店 兵庫県尼崎市下坂部三丁目4番30号
- 5 落札金額
月額 117,737円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年12月6日